

受付No. (人)	受付No. (件)	概要	反映	市の考え方
1	1	P5 視点2:協働の文言を下記に修正する必要がある。 「市民、各種団体と行政とが、それぞれの特性や長所等を認め、互いに尊重しながら、役割分担し共通の目的に向かって協働していきます。」	有 (一部)	視点2は行政改革の取組みを進めるにあたって留意すべき「協働」の内容について記載したものです。 平成29年度に策定した「第2次協働のまちづくり基本方針」及び「第2次協働のまちづくり行動計画」においては、本市の目指す協働の考え方として、多様な主体のそれぞれの目的(思い)を尊重し、それぞれの目的に向かって取り組むことで、それぞれの主体の目的を達成する「多様性のある協働」が位置付けられており、多様な主体が役割分担と連携を行うことで、多様なニーズへ効果的で効率的に対応できるとされています。 御意見のあった「役割分担」は、協働の推進にあたって重要な事項であることから、基本方針及び行動計画の内容も踏まえ、視点2を「市民、各種団体と行政とが、それぞれの特性や長所を認め、互いを尊重しながら、役割分担と連携を進め、それぞれの目的に向かって取組みます。」に変更します。
2	2	1. 合併10年余の「総括」を提示すべき (1) 課題とその解決方法について、「総括」を実績にもとづいて論議を深める方向となっていないため、口は削除し、改稿とされたい。 (2) 総括の視点 ①参考資料「人口年齢区分ごとの推移」から読み取れることとして超高齢化への突入、少子化継続があるが、さらに転入転出者数、新築住宅の販売戸数、空家バンク利用件数、廃業商店数を実績提示されたい。 ②市役所・支所・サービスセンターへの訪問手続者数、そのうち市内巡回バスを利用した訪問者数、免許返納者数推移を提示されたい。 ③職員と人件費について、職員の人件費及び市税との対比、正規・非正規・その他に区分した職員数の推移を実績表示されたい。	無	これまでの行政改革大綱及び実施計画の取組みについては、年度ごとに振り返りと評価を行い、市ホームページで公表しています。 また、大綱巻末の参考資料は、本市を取り巻く課題を端的に示すものとして掲載したもので、市が作成した計画や統計資料等から抜粋したものです。職員数・人件費の推移については、P13「財政構造と主要財政指標の推移」のほか、南アルプス市定員適正化計画等に詳しくデータが掲載されていますので、御参照ください。

受付No. (人)	受付No. (件)	概要	反映	市の考え方
2	3	<p>2. 取り組むべき課題</p> <p>(1) 超高齢化への対策 ①AI端末器を小学校・中学校・集落センター・郵便局・農協等に導入・設置し、免許返納者が自宅から歩いて1km以内の範囲で住民手続きが出来るようにする。 ②AI操作支援者は1台に1人ずつ、60才以上の職員か退職後の再雇用者を配置する。 ③現在の窓口サービスセンター職員を①へ配置することで削減する。</p> <p>(2) 少子化を止め人口増を図る ①転入者増を図るための市プロジェクトを教育・保健・住宅建築等の業界からメンバーを募り、政策立案と提言を実行する。 耕作放棄果樹園の集中化と宅地化、旧商店街の住宅街化、テレワーク普及に伴う首都圏からの移住促進、新型コロナウイルスのパンデミックと経済状況を受けた工場新設の正否の確認と工業用地の住宅街化等。その他市ハザードマップを転入者・希望者に手渡しし市ホームページで掲示する仕組みをつくり、安全な地域を確認して安心して転入できる情報環境を整備する。</p> <p>(3) 市職員 ①以前にも指摘したが、通学路点検と対応進捗表の管理がずさんであり、平成29年までのものが掲示されたままで改善されずに今日に至っている。 ②改善のため、業務課題の日次・週次・年次進捗状況を、係長・課長・部長の指導と支援を記入した上で、市ホームページに公開する。第三者(市民)の目にさらされることで緊張感と業務への責任度が高まる。 ③業務改善コンペを毎年一回開催し、コスト抑制に向けた改善(案)をもとに、市役所一丸となった「改善運動」を実施する。 ④市職員の業務歴として、40才までは部署を限定せず3年を目途に6~7部署を経験させる。その後40代と50代とでそれぞれ一分野について専門に配置し業務に精通するよう図る。60才以上の職員は、2.(1)①②のAI操作支援要員としてこれまで培った経験をベースに、市民の生活相談の対話の相手となる。</p> <p>(4) 人件費について ①市税の増減と連動した人件費支給基準を策定する。 ②60才以上の職員は週3日勤務とし、60才未満職員の半分の人件費とする。AI操作支援をチーム制で行い、AI導入が人員削減ではなく市民により身近な行政を実現する機会として活用されたい。</p>	無	<p><No3~5共通> 大綱の内容から個別の事務事業に至るまで、市政全般にわたる具体的な御提案を頂きましたので、少子高齢化への対応、市職員の育成方針、案内板の設置については所管部署へ伝えさせていただくとともに、各種計画・方針に基づきながら、御指摘のあった事項について職員一人ひとりが意識を持ち、業務に取り組んでいきます。</p>
2	4	<p>3. 市民へ「改革案」提案を求める。</p> <p>(1) ○△農園跡地・建物活用について、市民へアイデア提案をもとめる。 ①中・高校生用スタジオとしての活用 ②十日市と連動して市内麺類店が屋台形式で出店する「10日間出典」祭り 等</p>	無	<p>また、市民からの提案については、大綱の「基本方針2 協働の推進と環境整備」において、今後、具体的な取り組み内容とスケジュール等を定めた行政改革実施計画を定め、市民等と行政の協働のために最適な連携・参画方法を検討し、実施していきます。</p>
2	5	<p>その他 受身からの脱却 市立美術館周辺の信号が「春仙美術館北」「(同)南」のみとなっている。また、JAから警察へ寄贈されている『とびだし注意』の看板は、「学校から要請があれば配布する」という受身の態勢なので、市内の事故危険箇所を監視し、看板・ノボリ等を定期的に更新する等警察から市民へ提起する姿勢をもって任務を遂行されたい。</p>	無	

受付No. (人)	受付No. (件)	概要	反映	市の考え方
3	6	<p>【P4】 「(2) 価値観の多様化と地域自治機能の低下」の8行目 「～低下に対応した」とあるのを「～低下を見据えた」に修正する。</p> <p>【理由】 この文書で指摘している地域自治機能の低下に対して、「対応した」とすると自治機能の低下に合わせる範囲で方法を見出そうとしているとなってしまう。その下の課題解決の方法では「自治意識の喚起」など、それを克服していく方向性が示されているので、せめて修正意見のような表現にすべきと考える。</p>	有	御提案のとおり変更します。
3	7	<p>【P5】 「(1) 行政改革の基本方針」の1行目の前に、「住民の福祉の増進を図る地方自治の原点に立つとともに」を追加する。</p> <p>【理由】 行政改革は、ややもすると効率面が強調されるが、たとえ非効率な分野であっても、住民にとって必要なことであれば行わなければならないのが地方自治である。そのことを大前提として明確にする上で、地方自治法にもうたわれているような表現を冒頭に加える必要があると考える。</p>	無	<p>地方自治法では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を民主的かつ総合的に実施する役割を広く担うと規定されています。</p> <p>継続して行政サービスを提供していくという市の役割を果たすため、財政基盤の確立と効果的・効率的な行政運営に取組むことが行政改革であり、今般策定する大綱についても、行政改革についての基本的な考えは変わっていないことから、当該部分の変更は行いません。</p>
3	8	<p>【P8】 ④民間活力の導入の一文の後に、「その際、リスクやデメリットについても情報提供をおこない、慎重に判断するとともに、採算面だけでは計れない、住民福祉に関わる分野については行政が責任を果たします。」の一文を追加する。</p> <p>【理由】 民間にすべてを委ねることが行政サービスの向上とコストの削減につながるという発想は危険である。例えば企業誘致についても、途中撤退によるリスクと言う問題があいまいにされがちである。また、世界的には水道事業を民営化して失敗し、その後再公営化した例もある。これらについては事前の十分な情報提供と、慎重な議論を通じて判断していくことが不可欠である。さらに、意見2でも述べたが、たとえ不採算な分野であっても行政として責任を果たすべきものがあることを明確にする必要があると考える。</p>	無	<p>「民間活力の導入」は、民間事業者等が有する資金、経営能力及び技術的能力(ノウハウ)を活用して、コストの縮減とサービスの一層の向上、ひいては住民の福祉のさらなる増進を図るものであり、地方自治における市の役割を放棄するものではありません。</p> <p>民間活力の導入手法としては、公設民営(指定管理者制度等)、民設公営、民設民営(PFI等)があり、本市では一部施設に指定管理者制度を導入しています。民営となった公の施設についても、その設置目的に照らし、市民に公平にサービスが提供されているか、モニタリングや事業評価を行いながら改革・改善を図っています。</p> <p>今後具体的な取組みを進めるにあたっては、御指摘いただいた撤退によるリスク等もあることから、先進事例等の調査研究、課題抽出や手続きの流れ等について十分に検討し、住民福祉の視点をもち、市全体の基本的な方針を策定することが必要だと考えていますが、取組みの内容やスケジュール等は実施計画に記載しますので、大綱の変更は行いません。</p> <p>なお、行政情報の提供・発信についても、基本方針2の取組みの中で検討していきます。</p>
3	9	<p>【P10】 ページ下から2行目、「市民による情報発信と市政への参画方法の見直し」の部分削除する。</p> <p>【理由】 この「市民による情報発信」とは何を指すのか、大変あいまいである。市民それぞれが行っている情報発信とは、たとえば個人のSNSやチラシ、広告など何を指しているのかがつかめない。さらに、それらを「見直し」と行政が言うのは、私権への介入とも取れるものである。「市政への参画方法」についても、市民それぞれが判断するものであり、それを「見直し」するというのは、やはり私権への介入であり、行き過ぎたものであると考える。</p>	有 (一部)	<p>行政課題・地域課題について市民等から発信されたニーズや声を受け止め、市民等と行政が協議・議論を行う場を設けるとともに、その結果得られた課題解決のための方策を、市の施策に反映させる仕組みを検討・構築することが必要と考え、主な取組みとして記載したものです。御意見のような個人の自由な情報発信や参画意識を制限するものではありませんが、「私権への介入」とあるとの誤解を与える表現を避けるため、当該項目を「・情報共有と市民参画の仕組みづくり」に変更します。</p>
3	10	<p>【その他】 パブリックコメントの意見記入様式に性別を「男・女」と問う欄がありますが、ジェンダー平等の観点から、この欄については削除することが望ましいと考えます。</p>	無	<p>提示した意見記入様式は参考として、必要事項が記載されていれば様式は問わないこととしていました。</p> <p>公文書等への性別の記載については、一部業務においては御意見にあるジェンダーフリーの観点から記載しない対応を取っていることから、全庁的な対応方針について今後検討していきます。</p>